

防府市家畜飼養費調査委託要綱

制定 昭和56年12月1日

1 目 的

市長は、畜産農家の飼養に対する経費を把握し畜産経営の安定的生産をはかるため防府市家畜飼養費調査を依頼するものとする。

2 委 託

飼養費調査の委託は、下記に定める者に委託するものとする。

肉用牛 概ね 成 牛 10頭以上

乳用牛 概ね 搾乳牛 10頭以上

3 指 導

飼養費調査は、山口農林事務所、市、農協の指示及び指導に基づいて行なうものとする。

4 調 査

受託者は、次の各事項を調査し市長に提出しなければならない。

(1) 防府市家畜飼養費調査表

5 委託期間

委託期間は、委託契約書に明記する。

6 報 告 書

報告書の提出は別紙委託契約書による。

7 委託料の交付

委託料の交付は、別紙委託契約書による。

8 委託料の取り消し等

委託料の取り消し等の条件は、別紙委託契約書による。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。